

法改正でiDeCoは どう変わる?

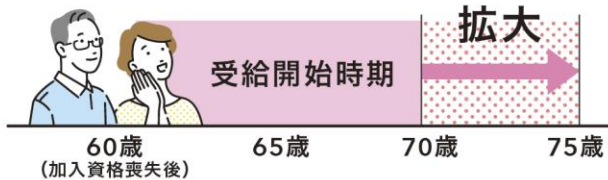


iDeCo(個人型確定拠出年金)はセカンドライフ資金を貯めながら税金も節約できる自分年金!

POINT 1 2022年 4月1日施行

受給開始時期の 選択肢拡大

2022年4月から公的年金の受給開始時期の選択肢が拡大されることに伴い、iDeCoの受取開始上限年齢が70歳から75歳に引き上げられます。



POINT 2 2022年 5月1日施行

加入可能年齢 の拡大

現在、iDeCoの加入可能年齢は60歳未満ですが、65歳未満へ拡大されます。60歳以上の方は、国民年金の第2号被保険者である会社員・公務員の方、または国民年金の任意加入被保険者の方であればiDeCoに加入可能となります。



POINT 3 2022年 10月1日施行

企業型DC加入者の iDeCo加入要件緩和

これまで企業型DCの加入者のうち、iDeCoに加入できるのは、労使合意に基づく規約の定めがあり、かつ事業主掛金の上限を引き下げた企業の従業員に限られていました。しかし改正後は、これらの条件なしに、**企業型DCの加入者も原則iDeCoに加入できるようになります**。なお、同時加入する際のiDeCoの拠出限度額は下記のとおりとなります。

	企業型DCのみに加入する場合	企業型DCと他制度(DB、厚生年金基金等)に加入する場合
①企業型DCの事業主掛金	月額55,000円以内	月額27,500円以内
②iDeCoの掛金	月額20,000円以内	月額12,000円以内
①+②	月額55,000円以内	月額27,500円以内

※企業型DCの事業主掛金に加入者本人が掛金を上乗せできる「マッチング拠出」をしている場合は、iDeCoに加入できません(どちらかを選択することは可能です)。
※事業主掛金額によっては、iDeCoの掛金の上限が低くなったり、掛金拠出ができなくなったりする場合があります。

参考:厚生労働省ホームページ

法改正により、選択の幅が広がりますます便利になるiDeCo。
この機会に将来の備えについて改めて考えてみませんか?

iDeCoについて
詳しくはこちら!



●積立金は、原則として60歳まで引き出すことができません。●掛金の運用は加入者自身の責任で行い、運用商品の中から選択し運用します。受取る金額は、運用成績により変動します。●個人型確定拠出年金加入時、および加入時以降、受給が終了するまで所定の手数料が必要です。